

## 大学院生プロジェクト型研究・研究成果報告書

研究代表者：神山 真由（教育政策科学コース）

<b>■ 研究題目</b>
1960年代から1980年代の臨時教員養成機関におけるカリキュラム
<b>■ 研究代表者・分担者 氏名</b>
神山 真由（教育政策科学コース）（代表者） 魯 亜婷（教育政策科学コース）
<b>■ 研究成果概要（目的、実施内容、結果、今後の課題など）</b>
<p>本研究は、1960年代後半から1980年代にかけて存在した小学校教員養成所のカリキュラムの実態とその特徴を、特に法制度との比較から明らかにすることを目的とする。</p> <p>小学校教員養成所は、教育職員免許法に規定される、文部科学省（文科省）の指定する指定教員養成機関の一つである。県立の小学校教員養成所は、1960年代から1970年代にかけて、児童数の急激な増加とそれに伴う小学校教員の不足に対応するために、埼玉県、千葉県、奈良県において設立された。</p> <p>この時期に設立された小学校教員養成所については多少の研究がなされてきたが、そのカリキュラムについて検討したのは管見の限り岩田（2000）のみである。岩田（2000）は、埼玉県立小学校教員養成所のカリキュラムについて、選択科目が少ないこと、スタッフとして県教育局管理下の人物が多かったことなどを明らかにしている。そのうえで、学生が主体性を育んだり、研究を遂行したりする環境にはなかったと指摘し、問題視している<sup>1）</sup>。</p> <p>一方で、岩田（2000）は、一般教育科目、教科に関する専門科目、教職に関する専門科目などの分類にはほとんど着目しておらず、これらのうちどこに重点が置かれていたのか、また単位数は免許状取得に必要な最低レベルのものであったのかそれを上回るものであったのか、といった点を明らかにしていない。大学における教員養成のキーワードの一つである一般教育（教養教育）のとらえられ方や、教育内容の充実度を図るうえでこれらの点を検討することは必須であろう。</p> <p>そこで本稿では、その制度からみると目的教的教員養成機関であるといえる小学校教員養成所のカリキュラムについて詳細に検討し、その特徴を明らかにする。</p>

## ○実施内容

本研究では、1960年代から1980年代にかけて設立された指定教員養成機関である、埼玉県立小学校教員養成所、奈良県立小学校教員養成所、千葉県立小学校教員養成所に関連する資料を収集し、カリキュラムを整理した。埼玉県立小学校教員養成所と奈良県立小学校教員養成所は、設立当時は2年制課程を、その後1年制課程を設置したが、入手できた資料の都合上、埼玉県立教員養成所については2年制課程を、奈良県立小学校教員養成所については2年制課程と1年制課程の両方を分析対象とした。また、千葉県立小学校教員養成所は1年制課程のみの設置であったため、1年制課程を分析対象としている。

さらに、カリキュラムの特徴を明らかにするために、教員免許状や教員養成機関に関連する当時の法令を整理した。本稿では主に、大学設置基準、短期大学設置基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則を扱った。

そのうえで、小学校教員養成所のカリキュラムの特徴を明らかにした。

## ○結果

まず、教職員免許法、教職員免許法施行規則に則って、教員養成所のカリキュラムの法的な側面を整理する。

小学校教員養成所は、教育職員免許法の「文部大臣の指定する教員養成機関」（当時。現在は文部科学大臣の指定する教員養成機関）にあたる。まず、2年制の小学校教員養成所について整理する。免許状の取得にあたっては、免許状の種類によって、基礎資格と最低取得単位数が定められている（教育職員免許法別表1）。二級免許状の基礎資格は、「大学に二年以上在籍し、六十二単位（内二単位は、体育とする。）以上を修得すること」とされたが、この大学に二年以上在籍することについては、4年制大学の2年制課程でも、短期大学でも、文部大臣の指定する教員養成機関でも2年以上在籍することを含むとされていた。つまり、2年制の小学校教員養成所は、この在籍年限において基礎資格を満たしていたといえる。最低取得単位数については、一般教育科目18単位、教科に関する専門科目8単位、教職に関する専門科目22単位であり、かつ基礎資格の62単位以上が必要であった<sup>2</sup>。それぞれの科目については、教職員免許法施行規則にさらに詳細に定められている。まず、一般教育科目については、「人文科学に関する科目（音楽、美術等情操教育に役立つ科目を含む）」を6単位以上（倫理学、哲学または宗教に関する科目のいずれか2単位以上を含む）、「自然科学に関する科目」を6単位以上、「社会科学に関する科目」を6単位以上（日本国憲法2単位を含む）修得することが必要であった<sup>3</sup>。これは、1975年の改定により、この要件は、短期大学卒業の要件を

満たすこと、つまり人文、社会、自然の3分野にわたって8単位以上を修得することによって変わった。教科に関する専門科目については、小学校の教科のうち四科目以上の教科に関する専門科目（音楽、図画工作及び体育に関する専門科目のうち一以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、修得することが必要であった。そして、教職に関する専門科目については、教育原理2単位以上、教育心理学、児童心理学2単位以上、教材研究12単位以上、道徳教育の研究1単位以上、教育実習4単位以上の修得が必要であった（教員免許法規則第6条第1項（昭和55年版では第5条だが、以下第6条で統一する））。

続いて、1年制の小学校教員養成所について整理する。1年制の小学校教員養成所も小学校2級普通免許状が授与されたため、2年制課程と同様に小学校2級普通免許状についての規則が適用された。しかし、1年制課程では、4年制大学を卒業した者で、中学校または高等学校の普通免許状を取得している者が入学対象であった<sup>4</sup>。そのため、2年制課程と一部異なる点がある。まず、2級普通免許状の基礎資格のうち、大学に2年以上在籍する、という部分については、4年制大学を卒業している時点ですでに満たされている。また、一般教育科目については、大学の時点ですでに36単位以上を取得しており（大学設置基準、教員免許法の基準による）、そのため一般教育科目はこれをもって充てることができた。そして、規則第6条の備考8の規定「小学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育原理、教育心理学又は教育実習の単位は、それぞれ2単位まで、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合に必要とする教育原理、教育心理学又は教育実習の単位をもってあてることができる」によって、教職に関する専門科目の一部の流用が可能であった（単位の流用）。

以上が、小学校教員養成所に関するカリキュラムの法的規定の概要である。続いて、各県のカリキュラムを整理し、その特徴を明らかにする。

#### 【埼玉県】

まず、埼玉県立小学校教員養成所のカリキュラムを整理する。埼玉県立小学校教員養成所の教育課程は以下の表1のとおりである。

一般教育科目については、2級免許状取得のための最低取得単位数である18単位が必修となっており、選択科目はない。外国語については、養成所の設置要件や教員免許状取得要件としての記載は管見の限り見られないが2単位が必修となっている。保健体育は、2級免許状取得のための最低取得単位数である2単位が必修となっている。教科に関する専門科目については、国語、社会、数学、自然科学（理科にあたると思われる）に関する科目が必修で、国語、音楽、美術、体育、家庭に関する科目は3科目以上選択とされていた。いわゆる主要4教科が必修となっており、国語についてはさらに選択科目にもなっていること、音楽、美術、体育、家庭のうち少なくとも2科目以上が選択されるカリキュラムとなっていることがわかる。

表 1 : 埼玉県立小学校教員養成所教育課程 (昭和 48 年度)

科目区分		授業科目	単位数	必修・選択の別
一般教育科目	人文科学	哲学	2	必修
		歴史学	2	
		文学	2	
	自然科学	数学	2	必修
		化学	2	
		生物学	2	
	社会科学	日本国憲法	2	必修
		社会学	2	
		地理学	2	
外国語科目		英語	2	必修
保健体育科目		保健体育	2	必修
専門教育科目	教科に関する科目	国語概論	2	必修
		社会科学概論	2	
		数学概論	2	
		自然科学概論	2	
		国語概説特殊講義	1	3科目以上選択
		音楽概説	2	
		美術概説	2	
		体育概説	2	
	家政学概説	2		
	教職に関する科目	教育原理 (I)	4	必修
		教育原理 (II) (道徳教育の研究)	2	
		教育心理学	2	
		児童心理学	2	
		教育学特殊講義	1	
		教育実習	4	
		教育方法学	2	3科目以上選択
		学校経営	2	
		心身障害者教育	2	
		教育評価	2	
		教育調査	2	
		集団心理学	2	
		教育史	2	必修
		学校保健	2	
		国語科教材研究	2	
		社会科教材研究	2	
		算数科教材研究	2	
理科教材研究		2		
国語科教材研究特殊講義	1	3科目以上選択		
音楽科教材研究	2			
図画工作科教材研究	2			
体育科教材研究	2			
家庭科教材研究	2			

出典 : 埼玉県立小学校教員養成所編『要覧 (昭和 48 年度)』より筆者作成<sup>5</sup>

さらに、総単位数を見てみると最低でも 13 単位の取得が必要とされており、これは免許法に規定されている最低取得単位数 8 単位を大きく上回っている。教職に関する専門科目については、まず、規則第 6 条第 1 項に定められた科目について、教育原理 4 単位、教育心理学・児童心理学計 4 単位、道徳教育の研究 2 単位、教育実習 4 単位が必修となっている。また、教材研究についてはいわゆる主要 4 教科についての教材研究が必修で、国語科特殊、音楽、美術、体育、家庭の教材研究が 3 科目以上選択となっており、最低でも 15 単位の取得が必須となっている。これは、規則第 6 条第 1 項に定められた、1 級免許状取得の最低単位数にかなり近い単位数であり、教材研究について国語科特殊講義以外を選択または国語科特殊講義を含めても 4 科目以上選択すれば、規則第 6 条第 1 項の 1 級免許状の最低取得単位数を満たすことになる。規則第 6 条第 1 項に規定された以外の科目を見てみると、教育学特殊講義が必修（1 単位）で、教育方法学、学校経営、心身障害者教育、教育評価、教育調査、集団心理学、教育史、学校保健（各 2 単位）から 3 科目以上選択となっている。これらの科目については、規則第 6 条第 2 項に基づくものであり、埼玉県立小学校教員養成所のカリキュラムでは少なくとも 7 単位を修得するようになっている。教職に関する科目全体でみると、最低で 36 単位を修得するカリキュラムとなっており、これは 2 級普通免許状取得に必要な 22 単位を大きく上回る。さらに言えば、1 級普通免許状取得に必要な単位数が 32 であるから、これも上回っているといえる。

#### 【奈良県】

次に、奈良県立小学校教員養成所のカリキュラムを整理する。奈良県立小学校教員養成所の教育課程は、2 年制課程は表 2、1 年制課程は表 3 のとおりである。

まず、2 年制課程を見ていく。一般教育科目については、埼玉県立小学校教員養成所と同様に、2 級免許状取得のための最低取得単位数である 18 単位が必修となっており、選択科目はない。外国語と保健体育についても同様である。教科に関する専門科目については、国語 3 単位、社会 4 単位、数学 2 単位、自然科学 2 単位、音楽 4 単位、美術 4 単位、体育 2 単位、児童学 2 単位の計 23 科目が必修となっている。埼玉県と比べると、一教科当たりの単位数が異なり、また主要 4 教科だけでなくすべてが必修であり美術や音楽も単位数が多い点、児童学が組み込まれている点が特徴である。

表2：奈良県立小学校教員養成所教育課程（2年制課程）

科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別
一般教育科目	人文科学に関する科目	倫理学	2	必修
		日本史	2	
		文学	2	
	自然科学に関する科目	数学	2	必修
		化学	2	
		生物学	2	
	社会科学に関する科目	日本国憲法	2	必修
		経済学	2	
		地理学	2	
外国語科目		英語	2	必修
			2	選択
保健体育科目		保健体育	2	必修
専門教育科目	教科に関する科目	国語	3	必修
		社会	4	
		数学	2	
		講義 演習	1	
		自然科学	2	必修
		音楽	4	
		美術	4	
		体育	2	
	児童学	2		
	教職に関する科目	教育原理	4	必修
		教育心理学	2	
		教育方法学	2	
		道徳教育の研究	2	
		教育実習	4	
		教育調査及び教育評価	2	2科目以上 選択
		教育行政学	2	
		教育史	2	
		特殊教育	2	必修
		音楽科 教材研究	2	
		図画工作科教材研究	2	
		体育科 教材研究	2	3科目以上 選択
		国語科 教材研究	2	
		社会科 教材研究	2	
算数科 教材研究		2		
理科教材研究	2			
家庭科教材研究	2			

出典：奈良県立小学校教員養成所『奈良県立小学校教員養成所所史』より筆者作成<sup>7</sup>

表 3 : 奈良県立小学校教員養成所教育課程 (1 年制課程)

科目区分		授業科目	単位数	必修・選択の別
専門教育科目	教科に関する科目	国語	2	必修
		算数	2	
		社会	2	選択
		理科	2	
		家庭	2	
		音楽	2	2 科目以上 選択
		図画工作	2	
		体育	2	
	教職に関する科目	教育原理	2	必修
		児童心理学	2	
		道德教育の研究	2	
		教育実習	4	
		国語科教材研究	2	
		算数科教材研究	2	
		理科教材研究	2	
		音楽科教材研究	2	
		図画工作科教材研究	2	
		体育科教材研究	2	
		社会科教材研究	2	選択
家庭科教材研究	2			

出典：奈良県立小学校教員養成所『奈良県立小学校教員養成所所史』より筆者作成<sup>8</sup>

総単位数では、最低でも 23 単位を修得する必要がある、一級免許状を取得するのに必要な教科に関する専門科目の最低取得単位数 16 も大きく超えるものとなっている。教職に関する専門科目についてみていく。まず、規則第 6 条第 1 項に定められた科目について、教育原理 4 単位、教育心理学 4 単位、道德教育の研究 2 単位、教育実習 4 単位が必修となっており、これは、以上の科目について 1 級普通免許状の最低取得単位数を満たしている。また、教材研究については、音楽、美術、体育が必修で、主要 4 教科と家庭科のうちから 3 科目以上選択となっている。最低取得単位数は 12 で、これは規則 6 条 1 項に定める 2 級普通免許状取得に必要な最低単位数と同数である。規則第 6 条第 1 項に規定された以外の科目を見てみると、教育方法学 2 単位が必修、教育調査及び教育評価、教育行政、教育史、特殊教育学各 2 単位の中から 2 科目以上選択となっている。

規則第 6 条第 1 項に規定された以外の科目の総単位数は、最低で 6 単位であり、教職に関する専門科目の最低修得単位数は 32 単位となっている。教材研究の必要単位数が 1 級免許状取得に必要な単位数に届いていないものの、教職に関する専門科目の総単位数だけでみれば、1 級免許状取得に必要な 32 単位を修得できることになっていた。

次に 1 年制課程についてみていく。一般教育科目や保健体育、外国語はカリキュラムに含まれていない。教科に関する専門科目については、国語、算数が必修、社会、理科、家庭は選択、音楽、図画工作、体育のうちから 2 科目以上選択となっている。総単位数は 8 科目で 2 級免許状修得に必要な最低修得単位数と同数になっている。同養成所の 2 年制課程の教科に関する専門科目と比べると、修得単位数がかなり少なくなっている。続いて教職に関する専門科目についてみていく。規則第 6 条第 1 項に定められた科目について、教育原理 2 単位、児童心理学 2 単位、道徳教育の研究 2 単位、教育実習 4 単位が必修となっている。道徳教育の研究が 2 単位となっている（1 級免許状最低修得単位数相当）ほかは、2 級免許状取得の最低修得単位数と同数である。一方で、1 年制の入学対象者は大学卒業の中学校又は高等学校の教員免許状を取得した者であるので、規則第 6 条の備考に基づく単位の流用も可能であるが、これを利用しなくても 2 級免許状取得の最低取得単位数を満たしている。また、2 年制課程が教育心理学であるのに対して 1 年制課程が児童心理学である点も注目できる。教材研究については、国語、算数、理科、音楽、図画工作、体育（各 2 単位）が必修で、社会と家庭（各 2 単位）が選択である。教材研究の最低総単位数は、12 単位で、2 級免許状取得の最低取得単位数となっている。規則第 6 条第 1 項に規定された以外の科目はない。教職に関する専門科目の最低総単位数は 22 単位であり、2 級免許状取得の最低修得単位数と同数である。

#### 【千葉県】

最後に、千葉県立小学校教員養成所のカリキュラムを見ていく。既述の通り、千葉県立小学校教員養成所は 1 年制で、入学対象者は 4 年制大学を卒業し中学校または高等学校の普通免許状を有するものであった<sup>9</sup>。奈良県立小学校教員養成所の 1 年制課程と同様に、一般教育科目や保健体育、外国語はカリキュラムに含まれていない。



表 4 : 千葉県立小学校教員養成所教育課程

科目区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	
専門科目	教科に関する科目	国語概説	2	2単位以上選択	
		社会科学概説	2		
		数学概説	2		
		自然科学概説	2		
		家庭科概説	2		
		音楽実技	2	必修	
		美術実技	2		
	体育実技	2			
	教職に関する科目	教育原理	2	必修	
		児童心理学	2		
		道德教育の研究	1		
		教育実習	4		
		教材研究	国語	2	8単位以上選択
			社会	2	
			算数	2	
			理科	2	
			家庭	2	必修
			音楽	2	
図画工作			2		
体育	2				
学校経営	1	必修			

出典：千葉県立小学校教員養成所『いしずえ』より筆者作成<sup>10</sup>

教科に関する専門科目については、音楽、美術、体育（各 2 単位）が必修で、主要 4 教科と家庭（各 2 単位）から 2 単位、つまり 1 科目以上が選択となっている。総単位数は 8 科目で 2 級免許状修得に必要な最低修得単位数と同数になっている。次に教職に関する専門科目については、規則第 6 条第 1 項に定められている教科について、教育原理、児童心理学、道德教育の研究、教育実習が必修となっており、単位数は 2 級免許状取得のための最低取得単位と同数となっている。また、教材研究については、音楽、図画工作、体育（各 2 単位）が必修となっており、主要 4 教科と家庭（各 2 単位）から 8 単位、つまり 4 科目以上が選択となっている。必修科目については、教科に関する専門科目で必修となっている科目名とかなり類似していることが指摘できる。教材研究の必

要単位数は最低で 14 単位であり、2 級免許状取得の最低取得単位数である 12 単位を若干上回る程度となっている。規則第 6 条第 1 項に定められている以外の科目としては学校経営（1 単位）のみであり、必修となっている。教科に関する専門科目の総単位数は最低で 22 単位で、2 級免許状取得の最低修得単位数と同数である。

## ○まとめ

ここでは、小学校教員養成所のカリキュラムの特徴を、2 年制課程と 1 年制課程の大きく 2 つに分けて整理する。

2 年制課程では、一般教育科目については 2 級免許状取得に必要な最低限度の単位が設定されているのに対し、教科に関する専門科目や教職に関する専門科目については、2 級免許状取得に必要な最低限度の単位を大きく上回る、中には 1 級免許状取得に必要な単位以上の単位を修得するようなカリキュラムとなっていた。ただし、総単位数は 2 級免許状取得のための基礎資格である 62 単位と同程度であり、基礎資格以上に単位を修得させるようなカリキュラムにはなっていない。さらに養成所別にみると、埼玉県立小学校教員養成所では国語、算数、理科、社会のいわゆる主要 4 教科に関連する授業が必修となる傾向にあったのに対して、奈良県立小学校教員養成所では、音楽、図画工作、体育の実技教科に関連する授業が必修となる傾向にあった。

一方で、1 年制課程では、一般教養科目の授業はなく、教科に関する専門科目と教職に関する専門科目のみが設定されていたが、その単位数は 2 級免許状取得に必要な最低限度の単位か、またはそれを若干上回る程度であった。ただ、教職に関する専門科目の単位流用なしで 2 級免許状取得に必要な単位の修得が行われていた。

以上のことから、小学校教員養成所ではまず、一般教育科目には重きが置かれていなかったことが考えられる。2 年制課程の場合は一般教育科目は最低取得単位数分しか設定されておらず選択科目すらなく、1 年制課程の場合にはこの科目はおかれていない。

また、2 年制の課程では、最低取得単位 62 単位中多くが教科に関する専門科目と教職に関する専門科目に充てられており、選択科目が少ないなどの課題点は指摘できるものの、専門科目の教育は充実していたといえるだろう。

一方で 1 年制課程については、その単位数などから見ると教科に関する専門科目や教職に関する専門科目の単位数が少なく、選択科目もほとんど設定されていない。すでに中学校または高等学校の普通免許状取得者が入学対象であり、法律的にも問題はないが、2 年制課程に比べるとその教育内容は充実していない。

小学校教員養成所は、小学校教員不足が深刻化した際に設置された臨時教員養成機関である。このような特徴は、即戦力となる教員を養成したいという自治体側の意向も反映されている可能性がある。

また、学校ごとの多様性という面で見ると、科目名などで多少の違いがあり、また教

職に関する専門科目の選択科目に学校ごとの特色がみられるものの、数科目程度にとどまっているといえる。

### ○今後の課題

本稿では、あくまでも法令、また小学校教員養成所間で比較した際の小学校教員養成所の特徴を明らかにした。しかし、同じく 2 級免許状を付与する短期大学での教員養成カリキュラムや、先行研究で行われてきたような教員養成大学（学部）での教員養成との比較はできていない。短期大学とのカリキュラムの違いが明らかになれば、同じく 2 級免許状を付与する場合であっても、大学における教員養成と大学以外での教員養成の違い、特徴の一部を明らかにすることができるだろう。まとめの部分で、小学校教員養成所は、小学校教員不足が深刻化した際に設置された臨時教員養成機関であることを指摘した。こうしたカリキュラムの特徴は、即戦力となる教員の育成を目指していたことと関連するかもしれないと述べたが、この点については、教員養成系の短期大学のカリキュラムの比較を行うことにより、より明確になるだろう。

また、同じく目的教的教員養成機関とされる教員養成大学（学部）とのカリキュラムの違いが明らかになれば、同じ目的教的教員養成機関であるとしても、大学における教員養成では何が異なるのか、大学における教員養成の意義、特徴を明らかにすることができるかもしれない。大学における教員養成についても一般教育科目を中心とするカリキュラムが形成されていなかったという指摘もなされているが<sup>11</sup>、大学と教員養成所とは教員の需給調整という目的や大学の人的物的資源という点で異なると考えられる。教員不足の深刻化なども指摘されている現状を踏まえると、このような臨時的な教員養成を行うことも選択肢の一つである一方で、大学における教員養成の実態が当初の理念とはずれているとしても、大学にける教員養成の必要性などを検討するうえでも、今後はこのような比較検討が役に立つであろう。

### ○注

- 1 岩田康之「教員養成カリキュラムにおける「大学」性」『日本教師教育学会年報』第 9 号、2000 年、14-20 頁。
- 2 当時、大学の科目は、大学設置基準によって一般教育、専門教育、外国語、保健体育に分かれていた。教科に関する専門科目と教職に関する専門科目は、このうち専門教育に含まれる。この科目分類は 1991 年に廃止された。この規定は、昭和 48 年以前の免許法では第 1 条の別表に記載されている。昭和 48 年の法改正で、別表 1 の一般教育科目についての科目数の規定のみが削除され、代わりに備考において、文部省令（ここでは施行規則）で規定するとある。施行規則第 1 条の 2 には、「二級普通免許状を取得する場合の単位の修得方法は、短期大学を卒業するために必要な単位の修得方法の例によるものとする」と規定がある。すなわち、短期大学を卒業するために必要な単位として第 15 条第 1 項 1 号、2 号、3 号が適用された。

- 3 ただし、倫理学、哲学、宗教に関する科目、または日本国憲法の単位を修得した者については、それぞれ2単位まで、倫理学、哲学、宗教に関する科目の単位は当該科目以外の人文科学に関する科目の単位に、日本国憲法の単位は当該科目以外の人文科学に関する科目の単位に替えることができるとされた。
- 4 千葉県においては中学校1級、高等学校1級免許状を、奈良県においては中学校1級、高等学校は1級または2級免許状を取得している者が入学対象者であった。
- 5 埼玉県教員養成所編『要覧（昭和48年度）』埼玉県立教員養成所、1973年、10頁。
- 6 第2項は、「前項の規定により修得した単位以外の教職に関する専門科目の単位は、教育哲学、教育史、教育社会学、教育行政学、教育関係法規、教育財政学、教育統計学、教育評価、教育心理学、学校教育の指導及び管理、学校保健、学校建築、社会教育、視聴覚教育、図書館学、職業指導その他大学の加える教職に関する専門科目についても修得することができる」としている。この項に定められた科目単独での最低取得単位数は定められていない。
- 7 奈良県立小学校教員養成所『奈良県立小学校教員養成所所史』奈良県立小学校教員養成所、1984年、68頁。ただし本文では「教育調査及び教育評価」に誤植があり、文字同士が重なり読み取りにくくなっている。
- 8 同上文献。
- 9 千葉県立小学校教員養成所『いしずえ』小学校教員養成所、1985年、82頁。
- 10 千葉県立小学校教員養成所『いしずえ』小学校教員養成所、1985年、81,85頁。
- 11 例えば、山崎奈々絵『戦後教員養成改革と「教養教育」』2017年、六花出版。